

自主避難所の開設について

★「自主避難所とは」

自主避難所は、災害対策基本法に基づき栗東市地域防災計画に定める避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令による避難所ではなく、自分の判断で避難する避難所です。

本来、ご自身が不安な場合の避難場所は、知人や親類の家などの安全な場所を自分で確保して避難をおこないますが、それが出来ない方のために、一時的に市が「自主避難所」を開設するものです。

★「自主避難所の開設基準」

栗東市に台風が接近又は通過する恐れがある場合、又は長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害の発生が懸念される場合、市民の皆さまの問い合わせ状況を勘案し、自主避難所を開設します。

なお、自主避難所の閉鎖については、台風の暴風域を抜けた場合などには、自主避難所を閉鎖します。

★「自主避難所の避難受付」

自主避難を希望される方は、必ず栗東市役所 危機管理課（551-0109）までご連絡下さい。
受付時間は、午前9時から17時までとします。（夜間の移動に危険が伴うため）

★「自主避難所の利用にあたって」

- ①食料品、日用品などの提供は致しません。あらかじめ各自で1日分の食料、飲料水、携帯ラジオ、着替え等の最低限必要な物品を準備のうえ、自主避難所にお越し下さい。
また、自主避難所内は禁煙とし、酒類の持ち込みやペットの同伴はお断りします。
- ②避難者は、入所時及び退所時に必ず避難者名簿に必要事項を記入下さい。
- ③避難者には、お一人に毛布1枚を貸与します。
- ④避難準備情報などの避難情報が発令された場合、事前に自主避難をされている方の中で、健康な方については、部屋などの移動をお願いすることがあります。
- ⑤避難所として指定された部屋とトイレ以外の使用はご遠慮下さい。また、備え付けの物品等にも手を触れないで下さい。
- ⑥各自が出したゴミ等は各自で持ち帰るとともに、退所時は入所者が相互に協力のうえ、使用した部屋等を必ず清掃してください。

以上のことを必ずお守りいただき、他人に迷惑にならないよう、お互い譲り合ってご利用下さい。